

剣淵町不妊治療費助成のお知らせ

剣淵町では、不妊治療を受けている方への経済負担軽減などを目的として、下記のとおり「不妊治療費の助成事業」を行っています。

今年度は、H24年4月1日以降の治療が対象です。申請は、H25年3月となります。

1・対象となる治療

タイミング法・人工授精による治療

2・対象となる方

対象となる治療を受けている方で、次のいずれにも該当する方

- ・町内に住所がある方
- ・法律上の婚姻をしている方
- ・北海道が指定した医療機関で治療した方

旭川指定医療機関…旭川医科大学病院
みずうち産科婦人科・森産婦人科病院

3・助成金の額及び助成の期間

1年度あたりの治療に要する費用の2分の1の額を助成します。
ただし、10万円を限度とします。助成期間は、通算5年間とします。

4・申請手続き

毎年度3月に申請手続きをし、4月に助成金を支払います。

今年度申請は、H24年4月1日以降の治療が対象です。

申請に必要なもの ～ 不妊治療受診証明書・領収書
印鑑

5・申請場所

ふれあい健康センター

*北海道で行っている特定不妊治療費助成事業（治療対象～体外受精・顕微授精）については、名寄保健所が申請窓口となります。（☎01654-3-3121）

*不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

剣淵町役場 健康福祉課 保健グループ

☎ 34-3955